

ねんど
2024年度

がいこくじんりゅうがくせい てびき
外国人留学生の手引



めい かい だい がく
明 海 大 学

うらやす
浦安キャンパス

はじめに

めいかいだいがくうらやす
明海大学浦安キャンパス

がくじか りゅうがくしえんたんとう
学事課(留学支援担当)

りゅうがくせい にゅうがく
留学生のみなさん、入学おめでとうございます。

みなさんは、これから明海大学で留学生として学生生活を送ることになります。留学生のみなさんが

はや せいかつ な てだす だいがく がいこくじんりゅうがくせい てびき つく
早くキャンパスの生活に慣れるための手助けとして、大学では「外国人留学生の手引」を作りました。

てびき とく しゅつにゅうこくざいりゅうがくあんりきょく ざいりゅうてつづき かくしゅしょうがくきん じゅぎょうりょうげんめん りゅうがくせい ふか
この手引は特に出入国在留管理局での在留手続や各種奨学金、授業料減免などの留学生に深く

かんけい てつづき せつめい
関係する手続などについて説明しています。

じゅぎょう としょかん りょうほうほう にほんじんがくせい きょうつう りしゅう
授業や図書館の利用方法など日本人学生と共通することについては、『CAMPUS GUIDE』、『履修の

てびき めいかいだいがくうらやす りょう よ
手引』、『明海大学浦安キャンパス Web ポータルシステム利用マニュアル』などを読んでください。

せいかつしゅうかん こと にほん せいかつ べんきょう たいへんこんなん おも めいかいだいがく
生活習慣の異なる日本で生活し、勉強するのは大変困難なことと思われれます。明海大学としてもで

かぎ えんじょ べんきょう りゅうがく もくてき たっせい
きる限りみなさんを援助しますので、しっかり勉強して留学の目的を達成してください。

りゅうがくせい かつ ゆういぎ ねが
みなさんの留学生活が有意義なものとなるよう願ってやみません。

ねん がつついたち
2024年4月1日

目次

I	浦安キャンパス	1
1	浦安キャンパスの留学生	1
2	浦安キャンパス学務部	2
3	学事課（留学支援担当）からの大切なお願い【重要】	3
4	浦安キャンパスにおける国際交流	4
(1)	国際交流関連イベント	4
(2)	外国人留学生アドバイザー制度	5
(3)	明海多言語コミュニケーションコモンズ (MLACC)	5
(4)	クラブやサークル活動への参加	5
II	在留手続	6
1	大学による在留管理	6
(1)	在籍確認	6
(2)	出入国在留管理局と文部科学省への定期報告	6
(3)	在留資格の失効	7
(4)	在留資格の取消	7
(5)	資格外活動（アルバイト）	7
2	取次申請	8
3	その他の在留手続	9
(1)	一時出国及び再入国をする場合	9
(2)	学校を移った場合	9
(3)	日本国内で就職する場合	9
(4)	卒業後日本国内で就職活動を行う場合	9
4	出入国在留管理局の場所	10
5	各種届出	10
6	マイナンバー制度	11
7	国民年金制度	12
III	奨学金	13
1	奨学金の種類	13

2	奨学金一覧	13
3	奨学金受給証明書について	15
IV	授業料	16
1	学生納付金	16
(1)	納入方法	16
(2)	納入期限	17
2	明海大学私費外国人留学生授業料減免制度 (HT学部生を除く)	18
(1)	対象者	18
(2)	学業成績基準	18
(3)	申請の流れ	19
V	健康管理	20
1	学内でのサポート	20
(1)	保健管理センター	20
(2)	定期健康診断	20
(3)	明海大学PDI浦安歯科診療所	20
2	国民健康保険 (以下「国保」)	21
(1)	国保への加入義務	21
(2)	国保への加入手続と届出	21
(3)	保険料および減額申請	22
(4)	高額医療費支給制度	22
VI	住まい	23
1	明海大学専用学生寮 maison TIME (メゾン大夢)	23
2	民間の学生寮・アパート	23
(1)	連帯保証人について	23
(2)	賃貸住宅を借りる時の注意	24
(3)	入居中の注意	24
(4)	退去時の注意	25
(5)	不動産用語 (参考)	25
3	学事課 (留学支援担当) で取り扱う宿舎	26
(1)	学生会館等	26

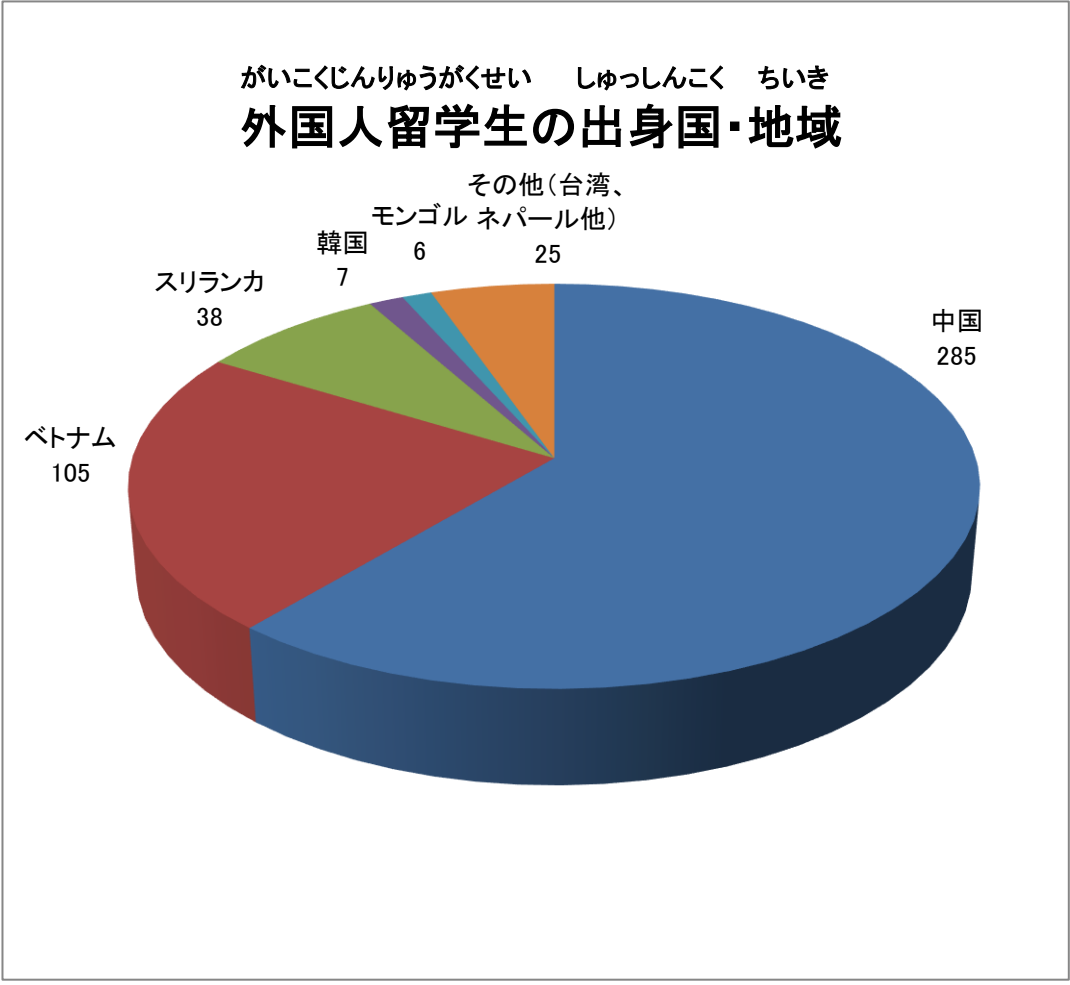
	(2) 企業の社員寮	26
VII	就職活動	27
1	日本での就職	27
	(1) 日本の就職活動の特徴	27
	(2) 就職活動のスケジュール	27
	(3) 就職活動の支援	28
	(4) 留学生向け就職情報サイト（主なもの）	28
2	在留資格の変更	29
	(1) 就職のための在留資格	29
	(2) 就職活動を継続するための在留資格	29
VIII	相談・案内所	30
1	全般	30
	(1) 千葉県国際交流センター（外国人のための生活相談）	30
	(2) 浦安市地域振興課（外国人相談窓口）	30
	(3) 市川市企画部国際政策課（外国人のための相談窓口）	30
	(4) 船橋市外国人相談窓口	31
	(5) 東京都生活文化局広報広聴部都民の声課（外国人相談）	31
2	交通事故相談	31
	(1) 千葉県交通事故相談（東葛飾支所）	31
	(2) 東京都交通事故相談所	31
3	医療相談	32
	(1) 東京都医療機関・薬局案内サービス（愛称「ひまわり」）	32
	(2) AMDA国際医療情報センター	32
4	身元保証人	32

I 浦安キャンパス

1 浦安キャンパスの留学生

浦安キャンパスでは中国、ベトナム、台湾、韓国、スリランカ、ネパール、モンゴル等の国や地域から466名の留学生が学んでいます。

(2023年5月1日現在)



浦安キャンパスには、学友会組織の一角を担う、全留学生を対象とした留学生連合会があります。

2 浦安キャンパス学務部

浦安キャンパスでは、学生の相談内容や手続きに応じて、担当する部署が異なります。各部署が担当する主な業務内容は、以下のとおりです。

留学生の場合、日本人学生と同じ相談窓口もありますが、みなさんの学生生活や日本での生活の相談については学事課(留学支援担当)が主な相談窓口となります。何かわからないことがあれば、気軽に学事課(留学支援担当)へ相談に来てください。

なお、学務部の窓口取扱時間や各部署が担当する業務内容等の詳細については、『CAMPUS GUIDE 2024』を確認してください。

部署名	主な担当業務
学事課(留学支援担当)	<ul style="list-style-type: none"> 在留手続き(在留期間更新、資格外活動許可等)に関する事 授業料減免に関する事 留学生を対象とした奨学金の案内、募集 大学内や地方自治体、交流団体が行う行事の案内、募集 大学が実施する海外研修プログラムの案内、募集
学事課(教務担当)	<ul style="list-style-type: none"> 授業に関する事(履修登録、履修相談等) 定期試験(追試験・再試験を含む。)に関する事 証明書(成績、卒業等)に関する事
学生支援課(学生支援担当)	<ul style="list-style-type: none"> 学籍異動(休学、復学、退学等)に関する事 住所、電話番号、保証人等の届け出、変更に関する事 学生証に関する事 証明書(在学証明書、健康診断証明書、学割証等)に関する事 課外活動(部活動、サークル、各委員会等)に関する事 学内での忘れ物や落とし物に関する事
キャリアサポートセンター	<ul style="list-style-type: none"> 進路、就職活動(進路・就職相談、求人紹介等)に関する事 インターンシップに関する事 資格取得奨励奨学金に関する事
メディアセンター(図書館)	<ul style="list-style-type: none"> 図書館に関する事
オープンカレッジ	<ul style="list-style-type: none"> マイカイクラブに関する事
保健管理センター	<ul style="list-style-type: none"> 体調が悪い時や、怪我をした時の応急処置 健康についての相談に関する事

3 学事課（留学支援担当）からの大切なお願い【重要】

みなさんが日本で生活し、明海大学での勉強や学生生活を円滑に進めるために、特に守らなければならない規則等は次のとおりです。

<p>日本国及び明海大学の諸規則の遵守</p>	<p>国の法律や地方条例等に違反する行為(資格外活動違反や不法残留を含む)があった場合や、試験でのカンニング等明海大学の規則に違反し、何らかの処分を受けるような行為があった場合、日本や明海大学での留学生生活を継続できなくなります。決められたルールを必ず守ってください。</p>
<p>提出物や諸手続きの期限厳守</p>	<p>授業料減免の申請や履修登録、学費の納入等、重要な手続きはすべて期日が限られています。期限を過ぎてから手続きを行うことはできませんので、注意してください。</p>
<p>明海大学浦安キャンパス Web ポータルシステムと掲示板の確認</p>	<p>大学が皆さんにお知らせしたいことがあるときは、Web ポータルシステムによる掲示配信又は掲示板への掲示で連絡を行います。Web ポータルシステムと掲示板を毎日こまめに確認し、大切な情報を見逃さないようにしてください。</p>
<p>明海大学浦安キャンパス Web ポータルシステムのメール設定の登録</p>	<p>パソコンや携帯電話等のメールアドレスを登録することにより、Web ポータルシステムに配信される内容がメールで届きますので必ず登録してください。</p>
<p>在留期間更新/ 在留資格変更後の届出</p>	<p>在留期間の更新や在留資格を変更した場合は、必ず在留カードとパスポートを学事課(留学支援担当)へ持ってきてください。</p>
<p>電話番号/メールアドレス変更の届出</p>	<p>携帯電話や自宅の電話番号、メールアドレスを変更した場合は、速やかに Web ポータルシステムで変更の届出を行ってください。</p>
<p>住所変更の届出</p>	<p>住所を変更した場合は、速やかに Web ポータルシステムで変更の届出を行ってください。また、引越先市の(区)役所、町村役場で手続きを行ってください。</p>
<p>学籍異動(休学・復学・退学)に関する届出</p>	<p>休学や復学、退学を希望する場合には、必ず学生支援課(学生支援担当)へ相談してください。</p>
<p>海外渡航(一時帰国)の届出</p>	<p>海外へ渡航する(母国への一時帰国を含む)場合は、必ず学事課(留学支援担当)へ「渡航届」(学事課(留学支援担当)窓口で配布)の提出を行ってください。</p>

※ 電話番号やメールアドレス、住所変更の手続きを行わないと、大学からのお知らせや学費納付書等の重要な通知が皆さんのところに正しく届きませんので注意してください。登録内容の変更方法は「明海大学浦安キャンパス Web ポータルシステム利用マニュアル」を参照してください。

4 浦安キャンパスにおける国際交流

(1) 国際交流関連イベント

浦安キャンパスでは国際交流を推進するために、様々なイベントを行っています。外国人留学生を対象としたイベントは次のとおりです。(2020～2022年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施していません。)

◆ 5月



新入留学生ウェルカムパーティー

新たに明海大学生の一員となった新入外国人留学生を、先輩学生、教職員、さらに地元浦安市の方々が歓迎するパーティーを開催し、交流を図っています。

◆ 9月



学友会サマーキャンプ

留学生と日本人学生、教職員との相互理解を深め、明海大学をより発展させることを目的とし、学友会サマーキャンプを開催しています。

◆ 10月、2月



秋田県横手市へのホームステイ

留学生に日本の文化と生活を体験してもらい、日本に対する理解を深めてもらうことを目的とし、秋田県横手市の協力で一般家庭へのホームステイを行っています。秋には座禅体験、冬にはスキーも実施しています。

※ この他にも、浦安市国際交流協会(UIFA)と協力し、留学生と浦安市在住の方々との交流を深める様々なイベントを行っています。行事のお知らせや募集があれば、浦安キャンパス Web ポータルシステムの掲示配信、学事課(留学支援担当)窓口、各学部掲示板等でお知らせします。

(2) 外国人留学生アドバイザー制度

本学の在学学生(主に学部生)が新入留学生に対して、留学生アドバイザーとして日本での生活や明海大学での学生生活について指導や手助けを行っており、新入留学生の身近な相談役として活動しています。

(3) 明海多言語コミュニケーションcommons (MLACC)

明海多言語コミュニケーションcommons [Meikai Multilingual And Communication Commons 通称 MLACC(エムラック)]は、建学の精神に則り、幅広い教養に裏打ちされたコミュニケーション能力を身につけ、主体的に異文化コミュニケーションを实践できるよう、支援する場所です。MLACC は、日本語ゾーン、英語ゾーン、中国語ゾーンの3つの言語ゾーンと多目的ゾーンと呼ばれる交流スペースで構成されます。日本語ゾーンでは、ライティングサポート及び留学生のための目的別日本語学習指導を行っています。英語ゾーンでは、英語ネイティブ教員や他の学生たちと親しく交わりながら、英語によるコミュニケーションのスキルアップを図ったり、英語に関する質問をしたりすることができます。フレンドリーな雰囲気の中、日常会話やゲームなどを通じて自然に英語が身につく、キャンパスにいながらにして留学生生活を体験できます。

(4) クラブやサークル活動への参加

明海大学にはスポーツから伝統芸能まで様々なクラブ・サークルがあり、留学生のみなさんも参加することができます。これらの課外自主活動では、活動を通じた日本人と留学生との国際交流はもちろん、練習に励んだり、チームで目標に向かって取り組んだりすることで、みなさん自身の人間的成長にもつながります。



II 在留手続

留学生のみなさんは、勉強する目的で日本に滞在することを許可されています。日本に滞在している間は、「出入国管理及び難民認定法」や「住民基本台帳法」などの日本の法律に従い、以下のような手続を行う必要があります。これらの手続は、みなさんが留学生としての身分を証明し、大学で教育を受けるうえで重要な手続ですので、よく注意をして間違いのないようにしてください。

手続の種類	取扱場所
在留期間の更新	居住地の出入国在留管理局 (みなさんに代わって、大学が出入国在留管理局へ申請に行くことも可能です。詳細は P.8「2 取次申請」を確認してください。)
資格外活動許可の申請	居住地の出入国在留管理局 (1年以内に再入国する場合は、原則として不要です。夏期休暇中などに一時的に日本を離れる場合は、必ず日本の空港や港で出国する際に『みなし再入国』の許可を受けてください。)
再入国許可の申請	居住地の市(区)役所、町村役場
住民登録	

1 大学による在留管理

(1) 在籍確認

明海大学では年に2回(4月/9月)、在籍する全ての外国人留学生を対象に在籍確認を行っています。在籍確認は指定の期間に学事課(留学支援担当)窓口で大学が指定する用紙にサインを行い、在留資格や住所、電話番号等に変更がないか確認します。これを怠ると各種奨学金の選考で不利になるだけでなく、所在不明者として出入国在留管理局へ報告しますので、忘れずに手続を行ってください。手続の期間は浦安キャンパス Web ポータルシステムの掲示配信、学事課(留学支援担当)窓口、各学部掲示板等でお知らせします。

(2) 出入国在留管理局と文部科学省への定期報告

明海大学では、在籍する外国人留学生の在籍状況について出入国在留管理局と文部科学省に定期報告を行っています。そのため、学生自身で在留資格の変更や在留期間の更新を行った場合は、速やかに在留カード及びパスポートを学事課(留学支援担当)へ提出してください。

(3) 在留資格の失効

在留資格が「留学」のみなさんは、大学で教育を受けるという目的で日本での滞在が許可されています。そのため、**明海大学を卒業、修了、休学、退学、除籍になると「留学」の在留資格を失う**こととなります。在留期間が残っていても「留学」の在留資格のまま日本に滞在することはできませんので、速やかに適切な在留資格へ変更手続を行うか、帰国してください。

(4) 在留資格の取消し

在留資格に該当する活動を行うことなく、日本に3か月以上滞在すると在留資格が取り消されます。在留資格が「留学」のみなさんは、授業に出席していない場合や、卒業や退学、休学をして大学で勉強していないにもかかわらず、日本に滞在し続けると在留資格取消の対象となります。**在留資格が取り消されると、即日強制退去となり、5年間日本への入国ができなくなります**ので注意してください。

(5) 資格外活動（アルバイト）

「留学」という在留資格は働くことができない在留資格です。**アルバイトをしたいときは、事前に出入国在留管理局から「資格外活動」の許可を得てください。**また、留学生のみなさんはアルバイトできる時間数や場所が決められていますので、以下の注意事項をよく読み、ルールを必ず守ってください。

- * **風俗営業または風俗関連営業が行われている場所(スナック、バー、ナイトクラブ、客の接待を伴う飲食店やパチンコ店、麻雀荘等)では、いかなる種類のアルバイトも法律で厳しく禁止されています。**このような場所での清掃や皿洗い、調理、店の宣伝用のチラシやティッシュ配りをする 것도禁止されていますので注意してください。
- * 留学生のみなさんがアルバイトできる時間数は**1週間に28時間以内(長期休暇中に限り1日8時間、ただし1週間に40時間以内)**です。この時間数を超えてアルバイトをすることはできませんので、特に複数の場所でアルバイトをしている場合は注意してください。
- * **資格外活動許可の有効期限は在留期限と同じ**です。在留期間を更新するときは、資格外活動許可の申請も必ず同時に行ってください。
- * **休学中や卒業後は、在留期間が残っていてもアルバイトをすることはできません。**

2 とりつきしんせい 取次申請

明海大学では、みなさんが授業を欠席して出入国在留管理局へ行かなくても済むように、大学がみなさんに代わって出入国在留管理局で在留手続等の申請を行っています。これを「取次申請」と言います。

在学中に在留期間の更新が必要なときやアルバイトをしたいときは、大学で取次申請を行いますので、学事課(留学支援担当)へ申し込んでください。ただし、取次申請は、自分で申請するよりも手続完了までに日数を要する(1か月半～3か月程度)ため、急ぐ場合は、自分で申請を行ってください。

在留期間更新の申請は、在留期間が満了する日の3か月前から申請可能です。特に4月～8月は在留期間の更新を行う人が多いため、できるだけ早い時期に更新の手続を行ってください。取次申請の際に必要な書類は次のとおりです。

在留期間 更新	資格外 活動	必要な書類
◎		在留期間更新許可申請書 (学事課(留学支援担当)窓口で配布)
◎		パスポート原本
◎		在留カードの原本及びコピー (表・裏両方)
◎		手数料納付書 (4,000円の収入印紙を郵便局等で買って貼付する)
◎		最新の成績表 (Webポータルシステムから出力/まだ本学での成績がない学生は不要)
◎		学生証のコピー (表のみ)
◎		最終学校の「卒業証明書」「成績証明書」「出席率証明書」 ※ 本学入学後、初回の在留期間更新の場合のみ必要です。
△	◎	資格外活動許可申請書 (学事課(留学支援担当)窓口で配布)
△	◎	最新の授業時間割 (Webポータルシステムから出力)
	◎	パスポート原本
	◎	在留カードの原本及びコピー (表・裏両方)
	◎	最新の成績表 (Webポータルシステムから出力/まだ本学での成績がない学生は不要)
	◎	学生証のコピー (表のみ)

※ 在留期間更新又は資格外活動のみを申請する場合は◎の書類を提出すること。在留期間更新の際に資格外活動を同時に申請する場合は、△の書類も提出すること。

※ コピーして提出する書類は、記載内容が全て鮮明に見えるよう、色の濃さやコピーの位置などに気をつけてください。

※ 留年や休学をしたことがある場合や修得単位数が極端に少ない場合等は、上記書類の他に別途書類が必要です。(詳細は学事課(留学支援担当)窓口で確認してください。)

※ 自分で出入国在留管理局へ申請に行く場合は、上記書類の他に明海大学の「在学証明書」と「成績証明書」が必要です。

3 その他の在留手続

以下のような手続は、各自で申請が必要です。

(1) 一時出国及び再入国をする場合

夏季休暇中などに一時的に日本を離れる場合は、必ず、日本の空港や港で出国する際に「みなし再入国」の許可を受けてから出国してください。また、学事課(留学支援担当)窓口へ「渡航届」(学事課(留学支援担当)窓口で配布)を提出してください。

(2) 学校を移った場合

中長期在留者であるみなさんが、日本語学校や大学等から離脱(卒業・退学)したときや新たな学校等へ移籍(入学・転入)したときは、14日以内に入出国在留管理局へ届け出なければいけません。届出を行わないと処罰の対象となるので、必ず届出をしてください。

【例】

・明海大学入学前の学校等(日本語学校や別科等)を卒業した。
・明海大学を卒業した。

・明海大学に入学した。
・大学院へ進学した。

離脱の届出

移籍の届出

(3) 日本国内で就職する場合

大学を卒業後、日本国内で就職する場合は、「留学」という在留資格から「技術・人文知識・国際業務」等就労の在留資格へ変更する手続をしなければなりません。また、明海大学では毎年、学事課(留学支援担当)とキャリアサポートセンターが合同で、「留学生のための就職ガイダンス」を実施しており、在留資格変更手続についても説明を行っています。

(4) 卒業後日本国内で就職活動を行う場合

大学を卒業後、引き続き日本で就職活動を行う場合には、「留学」という在留資格から「特定活動」という資格へ在留資格を変更する必要があります。また、「特定活動」への変更には大学で発行する「推薦状」が必要ですので、学事課(留学支援担当)へ「推薦状」発行の申請をしてください。なお、「推薦状」の発行に当たり、これまでの就職活動状況を確認するための面談を受ける必要があります。(詳細はP.29を確認してください。)

4 出入国在留管理局の場所

東京都港区港南5-5-30
東京出入国在留管理局

〒108-8255

東京都港区港南5-5-30

TEL:0570-034259

(留学審査部門部署番号:410)

受付時間:

9:00~16:00(土・日曜日、休日を除く)



5 各種届出

日本に90日以上在留する外国人(中長期在留者)は、出入国在留管理局から、在留資格や在留期限、住居地などが記載された「在留カード」を交付されます。この「在留カード」は常に携帯し、警察官などの提示要求に対して提示することが義務づけられており、これに違反すると逮捕されることもあります。

また、自分の住居地で住民登録をしなければなりません。正当な理由なく住居地の届出をしなかった場合や、虚偽の届出をした場合、在留資格取消しなどの処罰の対象となりますので注意してください。「在留カード」を所持している場合の必要な届出は以下のとおりです。

届出の種類	届出先
① 住居地の届出	住居地の市(区)役所、町村役場
② 転出の届出	転居前の住居地の市(区)役所、町村役場
③ 転入の届出	新しい住居地の市(区)役所、町村役場
④ 住居地以外の変更の届出	住居地の出入国在留管理局
⑤ 所属機関に関する届出	

① 住居地の届出(住民登録)

新規渡日により、空港で在留カードを交付された場合は、住居地を定めて14日以内に住居地の市(区)役所、町村役場に在留カードを持参し、「住居地の届出」を行ってください。

② 転出の届出

引っ越しなどで住居地が変わる場合は、「転出届」を14日以内に転居前の住居地の市(区)役所、町村役場に届出てください。

※ 同じ市区町村内で引っ越しをした場合も、その市区町村の役所に届出ること。

③ 転入の届出

②の「転出届」の後に、「転入届」を14日以内に新しい居住地の市(区)役所、町村役場に届出てください。転入の届出と併せて、新しい居住地の市(区)役所、町村役場で「国民健康保険」と「国民年金」への加入手続を行ってください。

※ 浦安キャンパス Web ポータルシステムで、大学に登録されている住所も変更の届出を行ってください。

④ 居住地以外の変更の届出

氏名、生年月日、性別、国籍等に変更がある場合は、変更が生じた日から14日以内に居住地の出入国在留管理局に届出て、新しい在留カードを受領してください。

※ 学生支援課(学生支援担当)の窓口で、大学に登録されている情報も変更の届出を行ってください。

⑤ 所属機関に関する届出

明海大学を卒業・修了・退学・除籍した場合や所属機関の名称又は所在地の変更が生じた場合、その事由が発生してから14日以内に居住地の出入国在留管理局にその旨を届出てください。(P.9 参照)

在留カードは常に持ち歩いてください。
在留期間が満了し日本を出国する際は、出国する出入国港の入国審査官に在留カードを返納しなければなりません。
紛失、盗難などにより在留カードを失った場合や、著しく破損したり、汚れたりした場合は、そのことがわかった日から14日以内に、居住地の出入国在留管理局で在留カードの再交付申請を行ってください。

6 マイナンバー制度

マイナンバー制度とは、社会保障や税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。マイナンバーは、外国人留学生を含む日本国内の全住民に与える12桁の番号で、日本にいる限り一生涯同じ番号を使い続けます。

住民登録を行うと、後日、市(区)役所、町村役場からマイナンバーが書かれた「個人番号通知書」が送られてきます。手元に届いたら、氏名や住所等に間違いがないか確認し、紛失しないように大切に保管してください。また、以下の「マイナンバーが必要になる場面」以外には、安易に他の人にマイナンバーを教えるはいけません。

＜マイナンバーが必要になる場面＞

- ・アルバイト先や就職先で提示する
・外国に送金する／外国から送金を受け取るとき銀行で提示する
・市(区)役所、町村役場での行政手続で提示する

7 国民年金制度

日本に住む20歳以上60歳未満の者は、留学生を含めて国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で義務づけられています。しかし、多くの留学生にとっては日本に滞在するのは数年であり、将来、年金が受け取れる見込みのある学生は少ないのが実情です。

学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」という制度がありますので、詳しくは居住地の市(区)役所、町村役場で相談の上、手続きをしてください。

また、国民年金に加入し、一定期間、保険料を納付した後に母国へ帰国する場合は「脱退一時金」が支給されます。支給要件は以下のとおりです。

<脱退一時金の支給要件>

- ・国民年金の保険料を6か月以上納付している人
- ・日本国籍を持っていない人
- ・年金を受け取ることができない人
- ・帰国後2年以内に請求すること

詳細については、「日本年金機構」のホームページを確認してください。

<https://www.nenkin.go.jp/index.html>



III 奨学金

留学生を対象とした奨学金についてはすべて学事課(留学支援担当)にて取り扱います。(学生支援課(学生支援担当)ではありません。)応募方法や応募資格等の詳細は、明海大学浦安キャンパス Web ポータルシステムやペDESTリアンデッキ下の学生掲示板、浦安キャンパスホームページ等に掲載する募集要項で確認してください。

なお、留学生を対象とした奨学金は、原則として在留資格が「留学」の者が条件となっています。

1 奨学金の種類

大学で取り扱う奨学金は、以下の3種類に分類されます。

奨学金種類	内容
大学推薦	奨学金財団等からあらかじめ推薦者の依頼があるもので、奨学生としてふさわしい学生を学内で選考し推薦します。
一括申請	応募を希望する学生が必要書類等を指定された期日までに学事課(留学支援担当)へ提出し、大学が書類を一括して奨学金財団等に送付します。
自由応募	応募を希望する学生が必要書類等を直接奨学金財団等へ提出し、応募します。

2 奨学金一覧

2023年度に募集があった奨学金は以下のとおりです。なお、応募資格、奨学金内容等は2023年度実績であり、変更となる可能性があります。

【大学推薦】

団体・奨学金名称	おも 応募資格	奨学金内容		募集時期	2023年度採用実績
		金額(月額)	支給期間		
文部科学省外国人留学生学習奨励費(特別枠)	・学部学生 ・文部科学省認定「留学生就職促進教育プログラム」を受講する学生	48,000円	1年	4月 月上旬	15名
ロータリー米山記念奨学会	・次年度に学部3・4年次(45歳未満) または大学院M全年次、D2・3年次(45歳未満)に在籍する者	学部/100,000円 大学院/140,000円	ねんい 2年以内	9月 月中旬	1名
平和中島財団	・学部・大学院生	学部/120,000円 大学院/150,000円	ねん 1年	9月 月中旬	なし
共立国際交流奨学財団	・アジア諸国の国籍を有する者	100,000円	ねん 2年	12月 月上旬	なし
共立メンテナンス奨学基金	・出願時に学部1～3年次または大学院M1年次、D1・2年次	60,000円	ねん 1年	12月 月上旬	なし
長坂国際奨学財団	・ASEAN加盟国の国籍を有する者 ・次年度に学部2年次～4年次に在籍する者	50,000円	ねん 1年	4月 げ下旬	3名

団体・奨学金名称	おも おうほしかく 主な応募資格	奨学金内容		募集 時期	2023年度 採用実績
		金額(月額)	支給期間		
SGH財団	<ul style="list-style-type: none"> ASEAN加盟国の国籍を有する者 次年度に学部3年次または大学院D2年次へ進級する者 次年度に修士課程(博士前期課程)へ入学する者 	学部・M/120,000円 D/180,000円	2年	2月 下旬	なし
日本国際教育支援協会 [JEES日本語修学支援奨学金]	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の日本語能力試験(N1又はN2)で優秀な成績を修めた者 ※日本国内受験に限る 	50,000円	6か月	5月 月上旬	1名
日本国際教育支援協会 [JEES留学生奨学金(修学)]	<ul style="list-style-type: none"> 出願時に学部(2年次以上)または大学院の正規課程に在籍する者 学業成績が優秀な者 	40,000円	さいちょう 最長2年	5月 月上旬	なし

【一括申請】

団体・奨学金名称	おも おうほしかく 主な応募資格	奨学金内容		募集 時期	2023年度 採用実績
		金額(月額)	支給期間		
佐藤陽国際奨学財団 (秋募集)	<ul style="list-style-type: none"> アジア諸国(財団が指定する国)の国籍を有する者 	学部/180,000円 大学院/200,000円	さいちょう 最長2年	6月 月上旬	なし
佐藤陽国際奨学財団 (春募集)	<ul style="list-style-type: none"> アジア諸国(財団が指定する国)の国籍を有する者 次年度4月に本学正規課程へ入学する者(3年次編入、大学院1年次) 	学部/180,000円 大学院/200,000円	さいちょう 最長2年	12月 月上旬	なし

【自由応募】

団体・奨学金名称	おも おうほしかく 主な応募資格	奨学金内容		募集 時期	2023年度 採用実績
		金額(月額)	支給期間		
渥美国際交流財団	<ul style="list-style-type: none"> 大学院D3年次 	250,000円	1年	9月 月中旬	なし
岡本国際奨学交流財団	<ul style="list-style-type: none"> 次年度に学部3・4年次または大学院の正規課程に在籍する者 	80,000円	1年	1月 月上旬	なし
似鳥国際奨学財団	<ul style="list-style-type: none"> 学部学生(24歳未満) 大学院M全年次(26歳未満) 	50,000円	1年	10月 月上旬	なし
日本中国友好協会 [アリアケジャパン奨学金]	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国の国籍を有する者 出願時に大学院経済学研究科 M1年次 	70,000円	1年	11月 月下旬	なし
日本台湾交流協会奨学金 [国内採用]	<ul style="list-style-type: none"> 次年度に大学院正規課程に在籍する者(35歳未満) 	M/144,000円 D/145,000円	ひょうじゆん 標準修業 年限期間	10月 月中旬	なし
大塚敏美育英奨学財団	<ul style="list-style-type: none"> 出願時に学部3・4年次(38歳未満) 次年度に大学院正規課程に在籍する者(38歳未満) 経営学の研究をしている者 	ねんがく 年額200万、 150万、100万 のいずれか	1年	4月 月上旬	なし

(注) M: 博士前期課程・修士課程 D: 博士後期課程

3 奨学金受給証明書について

在留資格の更新等で奨学金を受給している証明書が必要な場合は、「証明書交付願」(所定の証紙を貼付)に必要な事項を記入し、学事課(留学支援担当)で申し込みを行ってください。証明書の申し込みが集中する時期には、所定以上の日数を要することもありますので、時間に余裕をもって申し込んでください。

証明書	取扱窓口	交付日数	手数料	備考
奨学金受給証明書	学事課(留学支援担当)	2日	300円	
国費留学生証明書				

※ この他の証明書については『CAMPUS GUIDE 2024』や『2024年度履修の手引』を参照してください。



IV 授業料

1 学生納付金

(1) 納入方法

学費等の納入は、半期ごとの分納になります。学部生の納入金額等内訳は次のとおりです。

【外国語学部、経済学部、不動産学部】

(単位:円)

ひもく 費目	納入時期	初年度納付金		2年次		3年次		4年次		ねんかん 4年間 そうがく 総額
	入学 手続き 時	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月		
学費	入学金	230,000	-	-	-	-	-	-	-	230,000
	授業料	349,000	349,000	349,000	349,000	349,000	349,000	349,000	349,000	2,792,000
	施設維持費	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	960,000
	計①	699,000	469,000	469,000	469,000	469,000	469,000	469,000	469,000	3,982,000
諸会費等	教育後援会費	20,000	-	20,000	-	20,000	-	20,000	-	80,000
	学友会費	5,000	-	5,000	-	5,000	-	5,000	-	20,000
	同窓会入会金	10,000	-	-	-	-	-	-	30,000	40,000
	学生教育研究 災害傷害保険料	2,300	-	-	-	-	-	-	-	2,300
	計②	37,300	-	25,000	-	25,000	-	25,000	30,000	142,300
合計(①+②)	736,300	469,000	494,000	469,000	494,000	469,000	494,000	499,000	4,124,300	
年額計		1,205,300		963,000		963,000		993,000		

※ 入学後4年目の10月に同窓会終身会費30,000円の納付があります。

【ホスピタリティ・ツーリズム学部】

(単位:円)

ひもく 費目	納入時期	初年度納付金		2年次		3年次		4年次		ねんかん 4年間 そうがく 総額
	入学 手続き 時	10月	4月	10月	4月	10月	4月	10月		
学費	入学金	230,000	-	-	-	-	-	-	-	230,000
	授業料	349,000	349,000	349,000	349,000	349,000	349,000	349,000	349,000	2,792,000
	施設維持費	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	960,000
	教育充実費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	800,000
	計①	799,000	569,000	569,000	569,000	569,000	569,000	569,000	569,000	4,782,000
諸会費等	教育後援会費	20,000	-	20,000	-	20,000	-	20,000	-	80,000
	学友会費	5,000	-	5,000	-	5,000	-	5,000	-	20,000
	同窓会入会金	10,000	-	-	-	-	-	-	30,000	40,000
	学生教育研究 災害傷害保険料	2,300	-	-	-	-	-	-	-	2,300
	計②	37,300	-	25,000	-	25,000	-	25,000	30,000	142,300
合計(①+②)	836,300	569,000	594,000	569,000	594,000	569,000	594,000	599,000	4,924,300	
年額計		1,405,300		1,163,000		1,163,000		1,193,000		4,524,300
		1,305,300		1,063,000		1,063,000		1,093,000		

※ 入学後4年目の10月に同窓会終身会費30,000円の納付があります。

※ 教育充実費および合計、年額計等の上段はグローバル・マネジメント専攻、下段は観光専攻、経営情報専攻の金額です。

ひもく 費目	のうにゆうじ き 納入時期	しよねんどのうふきん 初年度納付金		ねんじ 2年次		ねんじ 3年次		ねんじ 4年次		ねんかん 4年間 そうがく 総額
	にゆうがく 入学 てつづまじ 手続時	がつ 10月	がつ 4月	がつ 10月	がつ 4月	がつ 10月	がつ 4月	がつ 10月		
がくひ 学費	にゆうがくきん 入学金	230,000	-	-	-	-	-	-	-	230,000
	じゆきょうりよう 授業料	349,000	349,000	349,000	349,000	349,000	349,000	349,000	349,000	2,792,000
	しせついじひ 施設維持費	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	960,000
	きょういくじゆうじつひ 教育充実費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000	800,000
	けい 計①	799,000	569,000	569,000	569,000	569,000	569,000	569,000	569,000	4,782,000
しよかいひとう 諸会費等	きょういくごうえんかいひ 教育後援会費	20,000	-	20,000	-	20,000	-	20,000	-	80,000
	がくゆうかいひ 学友会費	5,000	-	5,000	-	5,000	-	5,000	-	20,000
	どうそうかいにゆうかいきん 同窓会入会金	10,000	-	-	-	-	-	-	30,000	40,000
	がくせいきょういくけんきゆう 学生教育研究 さいがいしやうがいほけんりよう 災害傷害保険料	2,300	-	-	-	-	-	-	-	2,300
	けい 計②	37,300	-	25,000	-	25,000	-	25,000	30,000	142,300
ごうけい 合計(①+②)	836,300	569,000	594,000	569,000	594,000	569,000	594,000	599,000	4,924,300	
ねんがくけい 年額計	1,405,300		1,163,000		1,163,000		1,193,000			

※ 入学後4年目の10月に同窓会終身会費30,000円の納付があります。

※ 教材および実験・実習のための指定器具材料費等は含まれていません。

(2) のうにゆうきげん 納入期限

ふりにみようし そふじ きおよ のうにゆうきげん つぎ
振込用紙の送付時期及び納入期限は次のとおりです。

	ふりにみようし そふじ き 振込用紙の送付時期	のうにゆうきげん 納入期限
ぜんがっき 前学期	がつじょうじゆん 4月上旬	がつ にち 4月30日
ごうがっき 後学期	がつげじゆん 9月下旬	がつ にち 10月31日

* 決められた期限までに学費が納入されない場合は、学則の定めにより除籍となりますので注意してください。

* 日本国外に住む経費支弁者が学費を負担する場合には、学費負担者を留学生本人に変更手続きしてください。

2 明海大学私費外国人留学生授業料減免制度 (HT学部生を除く)

明海大学には、私費外国人留学生のみ皆さんの学修における経済的な援助を目的とした「明海大学私費外国人留学生授業料減免制度」があります。

授業料減免の対象者及び学業成績基準は次のとおり定められていますので、よく確認した上で、申請を行ってください。

(1) 対象者

本学外国語学部、経済学部、不動産学部、保健医療学部、応用言語学研究所、経済学研究所及び不動産学研究所の正規課程に在籍する外国人留学生(在留資格が「留学」の者)で、日本国政府奨学金留学生(国費留学生)及び外国政府派遣留学生以外の者のうち、本学入学後に経済的諸事情により修学に専念することが困難となった者で、かつ、本学が定める学業成績基準を満たすもの者。

ただし、次に該当する者については、対象から除外されます。

- ① 本学で実施する定期健康診断を受けていない者及び健康診断書を提出しない者。
- ② 留年した者(当該学期のみ)。ただし、病気その他やむを得ない事由により留年した者は除く。
- ③ 休学中の者。
- ④ 本学派遣留学生として留学した者。(留学した年度以降除外)
- ⑤ 懲戒処分を受けた者。(懲戒処分解除後も除外)

(2) 学業成績基準

(外国語学部、経済学部、不動産学部、保健医療学部)

年次	学業成績基準	備考
1年	前学期の修得単位数が14単位以上でかつ GPA が2.5以上	編入学生等はこの限りでない
2年	1年次の修得単位数が32単位以上でかつ 当該年次の GPA が2.5以上	
3年	2年次までの修得単位数が64単位以上でかつ 当該年次の GPA が2.5以上	
4年	3年次までの修得単位数が96単位以上でかつ 当該年次の GPA が2.5以上	

(応用言語学研究所、経済学研究所、不動産学研究所)

学業成績基準	備考
各研究科の修業年限を超えていない者	

(3) 申請の流れ

私費外国人留学生授業料減免申請(4月上旬)

申請書類をチェックし、申請資格等を確認後、採否を決定する(9月下旬)

○ 採用者

後学期の授業料納付時に
減免後の授業料が記載された
学生納付金振込依頼書が学費
負担者宛に届く

× 不採用者

後学期の授業料納付時に、
減免されていない授業料が
記載された学生納付金振込
依頼書が学費負担者宛に届く

※ 減免額

【学部年額】

授業料698,000円 × 減免率30% = 209,400円

【大学院年額】

授業料500,000円 × 減免率30% = 150,000円

V 健康管理

健康な体は快適な留学生活を送るための最低条件です。留学生のみなさんは慣れない外国で生活をしているので、健康には各自が十分注意してください。少しでも身体の具合が悪く感じた場合は、自分で判断せずに医師の診察を受けましょう。ここでは、留学生の健康管理に必要な機関や手続について説明します。

1 学内でのサポート

(1) 保健管理センター

みなさんが心身ともに健康で快適なキャンパスライフを送ることができるよう、明海大学では保健管理センターが設けられています。ケガをしたとき、身体の調子が悪い時など、気軽に利用してください。

※ 開室時間等の詳細については、『CAMPUS GUIDE 2024』を確認してください。

(2) 定期健康診断

毎年4月に全学生を対象とした健康診断を実施しています。必ず受診してください。

*** 健康診断を受診していない人は、授業料減免の申請ができません。** 定期健康診断を受診できなかった学生は、自費で医療機関を受診し、健康診断書のコピーを保健管理センターに提出してください。

*** 健康診断を受診していない人、項目もれのある人、再検査を受けていない人は、奨学金の申請や就職活動等で必要な「健康診断証明書」の発行ができません。**

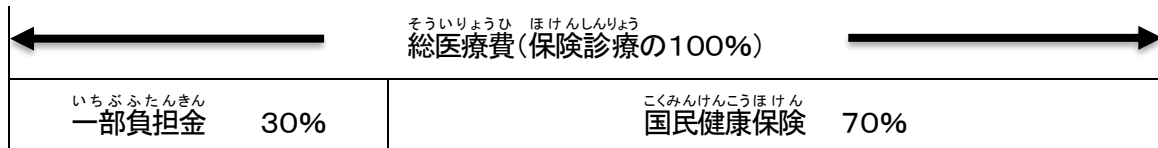
(3) 明海大学PDI浦安歯科診療所

キャンパス内に明海大学PDI浦安歯科診療所がありますので、歯科の治療を希望する方は利用してください。

※ 診療時間等の詳細については、『CAMPUS GUIDE 2024』を確認してください。

2 国民健康保険（以下「国保」）

日本の医療機関で治療を受けると高額な治療費がかかり、経済的に大きな負担となります。国保は、病気やケガをした時に、国、居住している市区町村及び個人が医療費を分担し、経済的な心配をすることなく治療が受けられることを目的とした医療保険制度の1つです。病気やケガで医療保険を取り扱う医療機関に行った時、国保の保険証を提示すれば、健康保険法の適用を受ける医療費総額のうち、治療費の70%が国保によって負担されるため、30%の負担割合を支払うだけで治療を受けることができます。



(1) 国保への加入義務

3か月以上日本に滞在予定で、居住する市(区)役所、町村役場で住民登録をした留学生はすべて国保への加入が義務付けられています。また、自分の意思により、任意に脱退することはできません。

(2) 国保への加入手続と届出

国保への加入手続は、居住地の市(区)役所、町村役場保険年金課もしくは国民健康保険課に「パスポート」と「在留カード」を持参して行きます。国保は住民登録を行った時点から資格が発生しますので、住民登録を行う時に一緒に手続をしてください。住民登録後すぐに加入しなかった場合、加入以前の保険料をさかのぼって徴収されますので注意してください。なお、加入が遅れた場合、加入期間にかかった医療費は全額自己負担となりますので注意してください。

また、以下の場合には市(区)役所、町村役場で手続が必要です。

こんなとき	とどけてきげん 届出期限	ひつよう 必要なもの
しくがい ひ こ 市区外へ引っ越すとき	か い ない 14日以内	ほけんしょう へんきやく 保険証(返却) ※「転出届」を提出し「転出証明書」の交付を受ける必要があります。
しくがい ひ こ 市区外から引っ越してきたとき	か い ない 14日以内	てんしゆつしやうめいしよ ざいりゆう いんかん 転出証明書、在留カード、印鑑 ※「転出証明書」を添えて「転入届」を提出します。
どうしく ない ひ こ 同市区内で引っ越しをしたとき	か い ない 14日以内	ほけんしょう いんかん 保険証、印鑑
ほけんしょう 保険証をなくしたり、汚したりしたとき	ただ 直ちに	よご ほけんしょう ざいりゆう いんかん 汚れた保険証、在留カード、印鑑
しめい せたいぬし か 氏名、世帯主が変わったとき	ただ 直ちに	ほけんしょう いんかん 保険証、印鑑
そつぎやう しゅうりやう きこく 卒業/修了などで帰国するとき	ちやくぜん 直前に	ほけんしょう へんきやく 保険証(返却)

(3) 保険料および減額申請

毎月の保険料は市区町村ごとに異なりますが、前年度の総収入が少ない場合、最高7割まで保険料の減免を受けることができます。ただし、アルバイトなどによる所得が多いと減免が受けられない場合があります。保険料に関する相談は、居住地の市(区)役所、町村役場の保険年金課・国民健康保険課の窓口にご案内させていただきます。なお、**保険料の減免には必ず年度ごとの手続きが必要**です。**自動的に保険料が減免されるわけではありません**ので、注意してください。

(4) 高額医療費支給制度

入院などで1か月の医療費の自己負担額が高額になった場合は、一旦は一部負担金の全額を本人が支払わなくてはなりませんが、国保から「高額療養費」が支給され、払い戻しを受けることができます。また、自己負担額の支払いが困難な場合や高額療養費の決定までに時間がかかって困る場合には、国保の制度で一部自己負担額を一時的に貸し付ける制度もあります。自己負担額の限度額や手続き方法については、居住地の市(区)役所、町村役場へお問い合わせください。



VI 住まい

明海大学には、明海大学の学生であれば誰でも入寮できる専用学生寮があります。ただし、寮の部屋数には限りがあることから、留学生の多くは民間のアパート等に住んでいます。大学や駅周辺には学生向けの物件を扱っている不動産業者が多数ありますので、各自で希望に合った部屋を探してください。

なお、契約・入居にあたっては、日本独特の習慣（礼金・敷金など）がありますので、慎重に内容を検討してください。

1 明海大学専用学生寮 maison TIME (メゾン大夢)

明海大学唯一の専用学生寮です。(留学生専用の寮ではありません。)浦安キャンパスまで自転車で約16分と通学に便利な場所に位置し、ダイニングルーム、ラウンジ、フィットネスルームなど寮生が情報交換の場として活用できる施設が充実しています。また、寮長、寮母が常駐し、皆さんの生活をサポートしてくれますので、安心して生活することができます。寮の詳細や入寮については、以下に問い合わせてください。

【問い合わせ先】株式会社 共立メンテナンス 学生寮事務局
【電話番号】0120-88-1030

2 民間の学生寮・アパート

(1) 連帯保証人について

通常、日本でアパートを借りる場合には、不動産業者から日本在住の保証人を求められます。本学の学生においては、入学の際に大学入学の保証人を立ててもらっていますので、個人でアパートの契約をする際も原則として大学入学時の保証人をお願いしてください。しかしながら、やむを得ぬ理由(ケガ、疾病、高齢、死亡等)により保証人を続けることが困難となった場合のために、以下の2つの制度があります。

- ① 株式会社グローバルトラストネットワークス(以下GTN)の賃貸住宅保証サービス
賃貸契約の締結時に保証を GTN に委託することができます。明海大学の留学生であれば、初回保証委託を特別料金で利用することができます。また、保証サービスを利用することで、電話による生活サポートを多言語で受けることもできます。
- ② 明海大学の機関保証制度
明海大学が機関保証を行う制度です。明海大学に機関保証を依頼する場合の条件や提出書類については、学事課(留学支援担当)窓口で確認してください。

(2) 賃貸住宅を借りる時の注意

契約は、後のトラブルを防ぐためにも、口約束だけでなく必ず文書で取り交わすようにしてください。また、契約書にサインをする前に、契約書をよく読み、わからない点は不動産業者に確認してから契約してください。特に以下の項目については、よく確認してください。

① 家賃、管理費について

金額や支払日、支払方法などは事前によく確認しましょう。

② 禁止事項について

ペットの飼育などについて、物件ごとに禁止事項が設けられている場合があります。

③ 契約の更新について

契約期間は、通常1～2年です。契約更新の可否、更新の条件、更新料や更新手数料などは事前によく確認しましょう。

④ 契約の終了

引越をする等で契約期間が終わる前に退去する場合は、いつまでに不動産業者に連絡をする必要があるかを確認してください。また、最後の入居月の家賃の扱いと清算方法についても事前によく確認しておきましょう。

(3) 入居中の注意

① 家賃は決められた日に支払う

毎月の家賃・共益費の支払いは、必ず期日を守ってください。休暇期間中の一時帰国などで長期に渡って不在にする場合も忘れずに支払いを行ってください。滞納すると強制的に退去させられる場合もあります。

② 部屋は改装できない

大家さんの許可を得ずに部屋を改装することはできません。壁に釘を打つことも禁止されている場合もありますので、必ず事前に確認してください。

③ 入居者しか住めない

契約書に名前の載っていない人が住むことは契約違反となります。友人と一緒に住みたい場合は、大家さんに事前に相談してください。

※ 家族が訪ねてきても、長い間一緒に住むことはできません。家族や親戚が一時的に滞在する場合は、事前に大家さんの許可を得てください。

④ 住人としてのマナーを守る

夜中に大声を出したり、パーティーを開き騒ぐなどして、周りの住民へ迷惑をかけるはいけません。また、下宿やアパートで決められているルールは必ず守ってください。

⑤ ゴミは決められたとおりに捨てる

住む地域によって、ゴミの収集日やゴミの分別方法が異なります。ゴミは決められたとおりに捨てましょう。ゴミの捨て方は市(区)役所などで案内しています。

(4) 退去時の注意

① 退去届を出す

契約期間が終わるときや契約期間の途中で退去する場合は、いつまでに大家さんや不動産業者に連絡をする必要があるか必ず確認してください。ほとんどの住居では、契約書で退去する1～2か月前までに不動産業者と大家さんへ知らせることとしています。

② 電気などの解約手続きを行い、大型のゴミを処分する

光熱水費(電気、ガス、水道)の清算と解約手続きを行ってください。また、部屋の中の自分の荷物やゴミは退去日までに全て撤去する必要があります。家電製品や大型のゴミは通常のゴミと捨て方が異なりますので、必ず事前に市(区)役所に確認をし、適切に捨ててください。

③ 退去手続に立会う

部屋を退去するときは、「原状回復」と言って、部屋に入ったときと同じ状態に戻すことが求められます。部屋の中に持ち物やゴミが残っていたり、壁や床等を汚したまま退去すると補償金を要求されるなどのトラブルになる場合があります。「原状回復」の内容や、部屋を借りた人がどの部分について金額を負担するのか必ず確認してください。

(5) 不動産用語 (参考)

用語	説明
礼金	部屋を契約する時のお礼として大家さんに払うもの。通常は家賃の1～2か月分。退去する時には返金されない。
敷金	入居する時に預ける保証金。通常は家賃の1～3か月分。敷金は退去後の部屋のメンテナンス代として使われ、残りは返還される。
家賃	1か月の部屋の賃借料。毎月末までに翌月分を支払う場合が多い。
共益費	アパートの廊下など、共用部分の維持管理のために入居者が負担する費用。毎月、家賃と一緒に支払う。
手付金	部屋を予約するために、敷金の一部として前払いするもの。途中で契約を止めた場合は返却されない。
手数料(仲介料)	不動産業者などで部屋を紹介してもらい契約が成立した場合に、紹介サービスに対して支払うお金。
更新料	契約更新の際に大家さんに支払うお金。賃貸住宅は一般的に2年契約が多く、更新料は通常、家賃の1～2か月分。

3 学事課（留学支援担当）で取り扱う宿舎

(1) 学生会館等

各種団体が運営する学生会館等から入居者の募集が来た場合は、その都度掲示等でお知らせします。（個人で学生会館へ申請する場合と学事課（留学支援担当）を経由して申請する場合があります。）

(2) 企業の社員寮

公益財団法人留学生支援企業協力推進協会の行うプログラムで、日本の企業が社員寮の一部を留学生に提供することで経済的な支援を図るとともに、社員寮での留学生と社員との日常生活レベルでの交流を通して、相互理解を促進する目的で実施されています。募集があり次第、学事課（留学支援担当）に連絡があります。空き室が出た場合に、随時、募集を行いますので、日ごろから掲示板をよく確認し、入居条件などをよく読んで応募してください。

Ⅶ 就職活動

企業のグローバル化が進んだことにより、国籍を問わず優秀な人材を確保したいと考える企業が増え、日本でも外国人留学生の採用は確実に増加しています。

日本企業の採用方法は、日本独特の習慣やマナーに基づいたものが多く、そうした状況を理解し、対応することが内定を得る大きなポイントとなります。日本での就職を考えている場合は、状況を十分に把握して、早めの準備を心がけてください。

1 日本での就職

(1) 日本の就職活動の特徴

日本企業の採用は、基本的には4月入社を前提とした定期採用です。また、企業側が、大学・大学院を卒業直後に入社する「新卒」学生を求める傾向が強いという特徴があります。特に留学生は卒業時に就職が決まっていなかった場合、在学中の就職活動を証明した上で、就職活動のための在留が許可されたとしても最長1年間しか認められないため、在学中に内定を得られるよう、早くから就職活動に必要な情報を集め、準備することが大切です。

(2) 就職活動のスケジュール

日本では以下のように就職活動を行う時期が限られています。事前にスケジュールを知り、適切な時期に就職活動を行いましょう。

ねんせい
<3年生>

ねんせい
<4年生>

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

しゅうしょくかつどうじゅんびきかん
就職活動準備期間

- 6月：就職情報サイトプレオープン
- インターンシップ
- オープン・カンパニー

しゅうしょくかつどうしどう ほんかくか
就職活動始動 ~ 本格化

- 広報活動開始
 - 3月：就職情報サイト オープン
 - エントリーシート受付
 - 企業説明会・合同企業説明会
 - 選考活動開始
 - (筆記試験/エントリーシート/面接等)
 - 随時内定
- 10月1日 内定式
- 追加募集

(3) 就職活動の支援

日本での就職活動は、エントリーシートと呼ばれる志望理由書・履歴書等による書類選考、筆記試験、面接試験等のステップがあり、それぞれのステップに応じた事前対策が必要です。明海大学ではキャリアサポートセンターで、日本人学生と同様に留学生にも様々な就職に関する情報を提供し、個別相談に応じていますので、ぜひ積極的に活用してください。

※ キャリアサポートセンターの窓口取扱時間や担当業務内容等の詳細については、『CAMPUS GUIDE 2024』を確認してください。

(4) 留学生向け就職情報サイト (主なもの)

- ① 明海大学就職支援システム(求人検索NAVI)
明海大学に届いた求人票がインターネットで検索できます。
明海大学浦安キャンパス Web ポータルシステムからログインしてください。
- ② 東京外国人雇用サービスセンター
ホームページ: <https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-foreigner/>
留学生の方や専門的・技術的分野の在留資格を所持して仕事を探している外国人の方を支援する国(厚生労働省)の機関です。就職するための各種セミナーを開催しています。
- ③ 独立行政法人日本学生支援機構 就職支援情報
ホームページ: https://www.jasso.go.jp/ryugaku/after_study_j/job/index.html
それぞれのキャリアデザインに沿った就職ができるよう、留学生の就職・採用活動に関する有益な情報を提供しています。
- ④ 特定非営利活動法人国際留学生協会 就職支援情報
ホームページ: <https://www.ifsajp>
登録(無料)をすると就職フォーラムへの参加や求人情報をメールで受け取ることができます。
- ⑤ PASONA GLOBAL
ホームページ: <https://www.pasona-global.com>
外国人留学生のための合同企業説明会、求人検索、メールマガジンが利用できます。
- ⑥ ASIA Link 留なび
ホームページ: <https://www.asialinkryunavi.com>
外国人留学生向けの求人情報や就職イベントの情報を掲載しています。
- ⑦ Career Forum.Net
ホームページ: <https://careerforum.net/ja/>
米国系、英国系などの外資系・海外企業から日本国内の国際派ポジションまで、多彩な求人情報を掲載しています。

2 在留資格の変更

(1) 就職のための在留資格

留学生のみなさんが日本で就職する場合には、現在の在留資格である「留学」を「技術・人文知識・国際業務」など就労可能な在留資格に変更することが必要となります。「留学」から就労可能な在留資格への変更申請は、原則として本人が出入国在留管理局に出向いて行います。

申請時期は、大学新卒者が4月から就職できるよう、前年の12月から受け付けています。在留資格変更の審査には1～3か月程度かかるので、就職先から内定を得た段階で出入国在留管理局やインフォメーションセンターで手続方法を確認しておくようにしてください。

必要となる書類は在留資格や就職先の企業によって異なってきますが、いずれの場合も自分で準備・作成するものだけでなく、就職先の企業に準備してもらおうものも多いので余裕をもって準備してください。

在留資格を変更する際に、**それぞれの専門(学部・学科、研究内容)とこれから働くこと**、**会社での職務内容が異なる場合は在留資格の変更が許可されない場合があります**ので、大学で学んだことをどう就職先で生かすのかをよく考えて、就職活動を行ってください。

(2) 就職活動を継続するための在留資格

卒業後も日本で就職活動を続けるときは、在留資格を「留学」から「特定活動」へ変更することで、**最長1年間(「特定活動」6か月を1回まで更新可能)の滞在が可能となります。**

なお、現在の「留学」の在留期限が2月末までの場合、一度「留学」の在留期間更新を行ったあと、卒業後に「特定活動」へ変更してください。「留学」の在留期限が3月以降の場合は、卒業前に現在の「留学」から直接、「特定活動」への変更が可能です。

就職活動を継続するための在留資格「特定活動」申請に必要な書類等

- ① 在留資格変更許可申請書[特定活動用] (学事課(留学支援担当)にあります)
- ② 写真(縦4 cm × 横3 cm)
- ③ パスポート
- ④ 在留カード
- ⑤ 日本での経費支弁を証明する資料
- ⑥ 卒業証明書(卒業前に手続する場合は、卒業見込証明書)
- ⑦ 大学が発行する継続就職活動についての推薦状 ※
- ⑧ 継続就職活動を行っていることを明らかにする資料

※ 推薦状の発行に当たり、これまでの就職活動状況を確認するための面談をキャリアサポートセンターで行います。事前にキャリアサポートセンターで面談の予約を取るとともに、面談の際に持参する書類等の詳細を確認してください。また、面談を行ってから推薦状を発行するまでには約1週間から10日程度かかりますので、余裕をもって、早めに準備するようにしてください。

なお、**在学中に日本国内で就職活動を行っていなかった留学生は対象外となります。**

Ⅷ 相談・案内所

1 全般

(1) 千葉県国際交流センター (外国人のための生活相談)

〔所在地〕千葉市美浜区中瀬1-3 幕張テクノガーデンD棟14階
 〔電話番号〕043-297-0245

043-297-2966 (テレホン相談)

言語	曜日(祝日除く)	受付時間
英語、中国語、韓国語、タイ語、ネパール語、ヒンディー語、タガログ語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ロシア語、インドネシア語	月～金曜日	9:00～16:00 (12:00～13:00を除く)

(2) 浦安市地域振興課 (外国人相談窓口)

〔所在地〕浦安市猫実1-1-1 浦安市役所3階
 〔電話番号〕047-712-6910

言語	曜日(祝日除く)	受付時間
英語	月～金曜日	10:00～16:00 (12:00～13:00を除く)
中国語	月・金曜日	
ロシア・ポーランド・フランス語	火曜日	

(3) 市川市企画部国際政策課 (外国人のための相談窓口)

①市役所第1庁舎1階
 〔所在地〕市川市八幡1-1-1
 〔電話番号〕047-712-8675

②行徳支所1階
 〔所在地〕市川市末広1-1-31
 〔電話番号〕047-712-8675

言語	曜日(祝日除く)	受付時間
英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国語、フィリピン語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、ヒンディー語、インドネシア語、ロシア語、フランス語	月～金曜日	10:00～17:00 (12:00～13:00を除く)

(4) 船橋市外国人相談窓口

〔所在地〕船橋市湊町2-10-25

〔電話番号〕047-436-2083(相談窓口直通:050-3101-3495)

げんご 言語	ようび しゅくじつ 曜日(祝日除く)	うけつけじかん 受付時間
えいご ちゅうごくご かんこくご 英語、中国語、韓国語、ベトナム語、 ネパール語、インドネシア語、フィリ ピノ語、タイ語、ポルトガル語、スペ イン語、ヒンディー語	げつ きんようび 月～金曜日	9:00～17:00

(5) 東京都生活文化局広報広聴部都民の声課 (外国人相談)

〔所在地〕新宿区西新宿2-8-1 都庁第1本庁舎3階

げんご 言語	ようび しゅくじつ 曜日(祝日除く)	でんわばんごう 電話番号	うけつけじかん 受付時間
えいご 英語	げつ きんようび 月～金曜日	03-5320-7744	9:30～17:00 (12:00～13:00を除く)
ちゅうごくご 中国語	か きんようび 火・金曜日	03-5320-7766	
かんこくご 韓国語	すいようび 水曜日	03-5320-7700	

2 交通事故相談

(1) 千葉県交通事故相談 (東葛飾支所)

〔所在地〕松戸市小根本7 東葛飾合同庁舎4階

〔電話番号〕047-368-8000

〔受付時間〕9:00～12:00、13:00～16:30(土・日・祝日・年末年始を除く)

(2) 東京都交通事故相談所

〔所在地〕東京都新宿区西新宿2-8-1

〔電話番号〕03-5320-7733

〔受付時間〕9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

3 医療相談

(1) 東京都医療機関・薬局案内サービス（愛称「ひまわり」）

外国語で対応可能な病院の紹介や日本の医療制度などを案内しています。また、ウェブサイトで医療機関を検索できます。

〔ホームページ〕<https://www.himawari.metro.tokyo.jp/qq13/qqport/tomintop/index.php>

言語	電話番号	曜日	受付時間
英語、中国語、韓国語、スペイン語、タイ語	03-5285-8181	毎日	9:00～20:00

(2) AMDA国際医療情報センター

電話で、外国語の通じる医療機関の紹介や医療福祉制度など医療情報の提供を行います。

〔ホームページ〕<https://www.amdamedicalcenter.com/>

〔電話番号〕03-6233-9266

〔受付時間〕10:00～16:00（月曜日から金曜日）

4 身元保証人

一般社団法人 国際交流支援協会

明海大学と業務提携を行っている団体で、明海大学の留学生が所定の申込手続きを行うことにより、明海大学に在籍している間、当協会が日本での身元保証人となり、在学期間中の生活支援等を行います（利用するためには所定の費用を支払う必要があります）。

大学入学時に保証人となった人物が、諸事情により保証人を継続できなくなり、且つ新たに保証人を依頼できる人物がいない留学生は、当協会に問い合わせてください。

〔所在地〕船橋市前原西2-14-1 ダイアパレス津田沼1006号

〔電話番号〕047-405-2183

〔ホームページ〕<http://www.kouryu-jp.com>

学事課(留学支援担当)ではより良い手引をつくるため、留学生の皆さんの意見をお待ちしています。

ねんどがいくじんりゅうがくせい てびき
2024年度外国人留学生の手引

はっこうび ねんがついたち
発行日 2024年4月1日

へんしゅうはっこう めいかいだいがくうやす がくじか りゅうがくしえんたんとう
編集発行 明海大学浦安キャンパス学事課(留学支援担当)
〒279-8550 千葉県浦安市明海1丁目

ひょうししやんていきょう かんりか
表紙写真提供 管理課

いん まつ かぶしきがいしゃ
印刷 株式会社ワナー
